

主な質疑応答内容

質問	タイ投資委員会(BOI)回答
説明概要にタイからの海外投資を支援するとあるが、日系企業も対象になるのか。	海外投資に対してタイ投資委員会(BOI)から税的な恩典を提供することは無い。BOIはタイ企業にタイ語で各国の情報提供や視察団の派遣を行うなどの支援を行なう。
新政策でBOIの奨励を受けて、5年経過した中古機械を使った場合、罰則はあるか。	新投資奨励政策では5年を超えた中古機械を利用することを許可しない。使用した場合、投資奨励の認可を取り消す。
現行制度のIPO(International Procurement Office)はITC(International Trading Center)となるが、条件には「1,000万バーツ以上の資本金」としか書かれていない。今後、条件が追加されることはあり得るのか。	ITC(International Trading Center)は商社を意味する。税的恩典は財務省と協議するなどしている。ICTはIPOより使いやすい条件となるだろう。例えば、在庫の払い出しに関して簡単な手続きですむように検討されている。
奨励を受けた後、法人税の免税対象期間はいつから始まるのか。	収入(売上)が発生した年から始まる。5年間の免税期間であれば最初の3年間赤字、4年目、5年目が黒字であれば4年目、5年目だけが対象になる。ただし、1～3年目のまでの赤字は6年目に繰り越し可能となっている。
既に奨励を受けているBOIのプロジェクトを拡大する場合の制限はあるか。また、いつまでに申請する必要があるか。	既存の事業を拡大する場合、生産量の30%までなら拡大申請が可能である。それ以上に生産量が拡大する場合、2015年1月1日以降に申請があれば、奨励対象事業かも含め新政策に基づき判断されることになる。
グループBの事業でメリット活動を行う場合、法人税免税期間の追加は可能か。	可能である。ただし、対象業種が「メリットに基づく恩典対象とならない」とされている事業は対象外となる。
事業認可の条件が「近代的な生産方法を有する」となっているが、具体的にはどのようなことを指すのか。	製造工程について、高度な技術や最新の機械を使っていることなどが該当する。具体的には申請の際に、技術の詳細を記述してもらい、それをBOIが個別に審査することになる。
監査について変更はあるか。どのような監査を行うのか。	監査については今までの通りとなる。例えば操業準備期間に企業に出向き書類の検査を行うなど。

(注) セミナー会場でのタイ投資委員会の回答であり、今後運用が変更となる可能性があることに留意されたい。

(出所) 各種資料を基に作成